

第5回菅島採石場検討協議会議事録（要約）

日時：平成24年8月28日（火）

10時00分～12時20分

場所：市民文化会館中会議室

出席委員：大野委員、松井委員、藤田委員、櫻井委員、亀川委員、辻委員
藤原委員、中村委員、木下委員、尾崎委員、堀口委員

欠席者：成田委員、奥村委員

事業者：鶴田石材株式会社（上村専務、臼井工場長、木本課長、張川課長）

鳥羽市：木下副市長

事務局：中村総務課長、世古口副参事、浅井係長

1. 開会

事務局： 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いんですが、皆さんおそろいになりましたので、第5回菅島採石場検討協議会を開催させていただきます。

なお、成田委員と奥村委員が本日欠席となっておりますのでよろしくお願いします。それでは大野会長よろしくお願いします。

2. 議事

会長： 皆さんにご協力いただきまして、本日提言書の原案を前回の議事録に基づいて作成しました。私が誤解している部分もあるかもしれませんので、今日はこの提言書（案）についてご議論していただきたいと思います。

早速ですが、事務局より提言書（案）についてのご説明をお願いします。

事務局： ご説明の前に、皆さんに事前に送付しました提言書（案）の一部を修正させていただきましたので、今からお配りしてその部分の説明をさせていただきます。

項目6のところ、「2.（2）において」というところを「緑化の工法と今後の進め方」というふうに変えさせていただきました。次に項目7の1行目の「国際観光年というコンセプトがあり、景観は重要な問題である」というところを「昭和52年11月に国際観光文化都市に指定されており、自然景観も重要な資産である」というように変えさせていただきました。同じく4行目の「国際観光都市のコンセプトを活かした景観計画の策定が望ましい」というところを「国際観光文化都市として早急に景観計画の策定をお願いします」というように変えさせていただきました。

以上3箇所について修正させていただきましたのでよろしくお願いします。

この提言書（案）につきましては、今までの協議会における各委員さんの意見を取りまとめまして事務局で原案を出し、大野会長に意見をいただき提言書（案）として作成したものでございます。

それでは提言書（案）の説明をさせていただきます。

（提言書（案）について読み上げ）

会長：有難うございました。では、この項目順にご意見を伺っていきたいと思います。

先ず、項目1の菅島採石場検討協議会について何かご指摘ご意見ございましたらお願いいたします。

委員：内容については特に無いんですが、ここの部分というのは特に提言ではないんですよね。主項目というよりは、協議会の性格というか定義っていう形で入れたほうがいいかなと思いますけど。

会長：有難うございました。ここの事実関係を見ていただいて特に問題が無いとしますと、この文章を「鋭意検討を行ってきました。」の下に「この協議会は、菅島採石場における～各委員から多くの意見が出された。」までを入れまして、その後に「その結果について、同検討協議会において提言を取りまとめたので報告します。」という形にしたいと思いません。よろしいでしょうか。

では次に、提言の内容に入っていきます。今のご提案ですと、これが第1項目になるんですけど、ちょっと紛らわしいですから、ここに書いてある通りの番号で言わせていただきます。

2の緑化復元の(1)緑化復元状況の判断・評価について、というところの提言です。これは、基準が曖昧だというご意見に基づいてこのような文章になっていますが、何かご意見とか間違っているということがありましたらお願いします。

委員：これは、以前皆が現地を見に行つての結果論で、緑化がされているかいないかの問題でしょ。市側はされていると言うし、この協議会側はされてないという結果になっているでしょ。

会長：ですから、客観的な判断基準が必要だろうと。ここの「市は客観的なデータに基づき助言する必要がある。」というところは、ここで多少ご意見はあるかと思いますが。「判断基準の明確化が重要である。」というところまでは間違いないと思うんですが。この後の部分は如何ですか？「市が指導助言する」と言う部分。

委員：基準を作るのは一番大事だと私は思っています。ですけど、前回の懇話会で出されていた跡地利用計画の委員会が一切行われていない。それで今回も3.採石場跡地の活用について、と入っているんですが、この活用の中身が変わることによって緑化計画も変わってくると思う。そこら辺の整合性と言うか、そこを担保出来ないのはどうでしょう。私の考えとしては、項目3が項目1にきて、1の計画がはっきりすることによって後の緑化復元計画が明確になるのではないかと。その時に、1に書かれている判断基準若しくは基準というものが出来ることによって正しい方向に行くのではないかと考えるんですけど、どうでしょう。復元計画しっかり立てましたと。その後で活用計画が出てきて、いやいや復元計画はまた1から見直しですという問題が出ないかという危惧する部分がそこで生まれると思うんですけど。

会長：委員がそういう主張をされるのもよく分かるんですが。私の理解では、前回の議事でも最後のほうで話題になったと思うんですが、少なくとも今、採石事業者さんが提出された計画で採石し、緑化するという事で森林法の許可を受けているんですよね。ですからここの提言で、その許可を全うする為には事業を継続するしかないでしょうという

ことが書いてあるわけです。ですので、森林法のこの部分をクリアしないと委員がおっしゃるような形にはならないんじゃないかと僕は理解しているんですが。

そのあたりは、委員さん如何でしょう。

委員： 全くその通りです。今あそこは採石ということで森林開発が許可されているので、跡地利用をこうするのでこう変わりますというのはいないです。終わって、結局撤退されて、後に平地は残りますよね。それを、それからどうするかというのを決める問題であって、途中でこれはこういう風にするのが決まっているからこういう風にしますというのはいないです。

委員： 先ずは出された計画を全うしろと。その後の跡地利用計画だったらいいという考え方で、また申請し直せということですね。

市さん、ちょっといいかな。前回の15年1月に、緑化のための協定書を結んでいますよね。その前に懇話会が行なわれていて、その懇話会では跡地利用計画の協議会若しくは何かを作れとなっていましたよね。それを一切してこなかったという流れは、今後の問題にまた足の引っ張り合いの原因になるのではないかなと思うんですが、そこら辺は市としてどう考えてますか。ちょっとそこら辺を聞いておかないと、これが本当に良いのか悪いのかという議論にはなっていないんじゃないかと思っていますので。

前回の懇話会で答申が出た内容を遂行できなかった理由と言うのは有るんですか。

事務局： 事業が継続されていて、跡地の形態もはっきりしていない中での議論は難しいと。議論が始まるのは、採石が終結して跡地の形態が分かるようになってから出来ると思っていますので、そのことがはっきりしていなかったのが理由だと思います。

会長： 確かに今、委員がご指摘のように、その部分が実施されてなくて、また今回項目3において、跡地利用勉強会や検討委員会を作ってくれと提言するわけですが、それこそこれが本当に市によって担保されるかというのが分からないわけです。委員ご指摘のように前回その検討会が開かれてないということですから。

委員： それが残念で。1回でも開かれていたら、今回の方向性がちょっと変わったんじゃないかなと危惧するものがありますので。

会長： 項目3の提案を是非それこそやっていただいて、これを確認したいという気持ちは…。もしこれを担保するような提言があれば付け加えてもいいと思うんですが。

委員： わかりました。もしこのままいくのであれば、検討会というのは最後の締めではないですけれども、それがあって緑化の変更がまた出てくる可能性があるって僕はそう危惧していますので。今の状態では完成しなくては、残った平地を跡地計画となっていますけど。それからまた、さわる理由というのが出てくる可能性がある。その地域が活性化するような材料がおかれるのならばですよ。全部緑化しましょうというのならば、それも一つの案だと思いますけど。とりあえず、そういう危惧するところがあったので。

委員： 2の(1)なんですけど。委員おっしゃるように、緑化がされてないというんじゃないかと、緑化はしたんだけども思った成果が得られていないという風にしていただきたい。緑化作業というのはちゃんとやっているが、委員に言わすと0点みたいな考えもあるんです。

- 委員 : そやもんで緑化の結果が。その時に行かなかったんだけど、みんなの意見をまとめると緑化が十分にしていないと。皆さんの意見でしたでしょ。
- 委員 : 緑化がしてないんじゃないかと、思った成果が得られてないっていうような言い方でしたよ。ある程度着床して緑になっているところもあるという声もいただいているし。
- 委員 : 緑化はした訳だけど。緑化は1つしても10しても、したはしたになるでしょ。緑化はしてある訳だけど、言うように石のところだから定着しにくいと。
- 委員 : 緑化して無いというと、そのままほったらかしみたいな感じに取られるのは町内会としては心外な面があるのでちょっと言わせていただきました。
- 会長 : でも(1)では緑化してないということは書いてないと思うんです。判断が曖昧で評価が難しいと書いてあるので、評価するためには基準が必要じゃないかと言うのが提言で。今のお話としては(2)のところですね。(2)では、定着率が低く成長が遅いということが書いてありますので。ここの部分が委員がおっしゃるように、努力しているけれども低いと見るのか。或いは、ここは緑化されている、まあまあされているという評価をされる方もおられますので。ここの部分は変えられるのかなとは思いますが。
- (1)の部分で、今の評価が客観的に出来ないなら明確にしたいという部分の提案は、恐らく委員もそんなにご異存はないと思いますが。
- 委員 : 2の(1)で緑化復元の判断基準が明確でない。これをきちっとする必要があると、これはこれでいいんですけど。森林法、採石法の許可権者として、最終的には完了認定されるんですか、終了というか完成報告が出された段階で。
- 委員 : 完了確認というのをうちで行います。全部終わりました、撤退も出来ましたということで完了届けを出していただくので。それに基づいて、うちは完了確認ということで現地に行って、土地利用計画を出してもらっているのだからそれに合致しているとか、調整池とか沈砂池も必要最小限に落としますんで、それも埋められているとか確認して終わりになります。
- 委員 : その中で、特に緑化の部分の判定基準。それは現時点で何がしかの判定基準があってそれに照らして完成報告を検査するということになるかと思うんですけど。
- 委員 : 林地開発の場合、緑地に種類があつてですね。いわゆる残地森林というのと造成森林、それと造成緑地というのがあります。残地森林はご存知の通り、事業区域内で残された部分なのでそれは生えたまま。それで造成森林は、植樹ですね。低木で1m、2m、3mをそれぞれ高さによってヘクタール当たり3,000本、2,000本、1,000本だったと思うんですけど植栽していただきます。それについては、活着率というか。他で造林事業というのがあるんですけども、その植栽の活着率が8割か7割だと思うんですけど。植えた木がそのレベルで残っておればOKという感じですね。ただし、判定するのが植栽してから半年とか、それ位おいてからでないとかちゃんと付いたかどうか分からないので。あと、造成緑地については、前から言っていますが被覆率7割とかを準用すると。
- 委員 : この提言書(案)の2ページのところに書かれています緑化基準をどうするかということですね。「市の責任において客観的なデータの採取と専門家による判断基準を明確にする」というところですが。要するに、許可権者の現時点である判定基準というものと

合致しないと。せっかく判断基準を設けるのに、噛み合わないような基準では具合が悪いかと思いますので。ここでは、市が業者に指導助言するとありますけれど。これは事業者も含めて、市も許可権者である役所も含めて判断基準を設けるならば設けるということにしたほうが良いのではないかという気がします、如何でしょうか。

委員 : そうなるとですね、ちょっと飛んじゃいますけど(2)のほうで、群落を作る方法とかを僕が提案させてもらったんですけど。例えばそういうのを採用するとなれば、今度はまた判断基準が変わってくるし。うちとしても完了確認の時にどうするというので、菅島はこういう経緯があって、こういうやり方をしているのだからこういう判断基準になっているというのをまた考えないと…。

会長 : 難しいですね。

委員 : 難しいところは、かんらん岩という石に植樹するということなので。これにいくらお金をかけてもいいという話ではないと思います。そこら辺の基準も作っていかないと。お金をどれだけ掛けてでも緑化は最低7割しろと言ってくると、石全部採って表土載せて一から山作ってという話になっていく可能性もありますので。そこら辺は、現状どこら辺までと言う基準がそこに先ず必要になって来るのではないかなと。

これは今のところ、税金を投入するわけではない。民間のお金であるというのが基本になっていると思いますから。そこら辺はやっぱり限度があると。その限度を超えたものを提言書に入れてしまうと、もらった側はどうしようも出来なかったら絵に描いた餅になるのでは意味が無いんじゃないかなと。その辺は明確に専門家が出してもらおうと有難いかなと。私そう思いますけど。

会長 : 僕もこのあたりとその後のところ書いていて、森林法とか採石法の僕の理解ですと、今の森林法によってもどれだけ残すとかどれだけ造成するとかという話はあると思うんですが、基本的には事業者の責任において緑化しなければいけないとなっていると思うんです。ということは、もしお金を掛けても緑化の効果が出ない場合は、事業者さんが損をするばかりなんですよね。お金掛けました、だけど緑化出来てませんということになったら、許可権者が森林法による復元が出来てないということで、出来てなかったらもっとお金掛けなければいけないという結果になるんですよね。

ここに市が積極的に関与すべきと書いてあるんですが、じゃあどこが責任を持つかということですよ。緑化が上手くいかない時に。僕の理解ですが、森林法とか採石法でいうと事業者さんの責任になると思うんですが。協定書とかそのあたりを見ると、市が関与するとか或いは緑化を担保するため5億円積んだということも、緑化を担保するために市が関わっていきましようという話だったと思うんです。

そのあたりで事業者さんからもあったと思うんですが、前回の提言でされたような緑化工法を、誠実にお金も掛けてやっていますが効果が出ていませんとなった時に、それは一体誰の責任かということですよ。

だって本当は、緑化の出来ないところをどんどん事業者さんは損をして。最終的には緑化しなくてはならないですよ。事業者さんは損をしていくばかりではないかと。それで、それを例えば間違ったような指導をしていたとしたら、緑化が上手く行かない

ことの責任がどこに来るのかなということ、中々難しいとは思いますが。

勿論、前回の提言書では、基本的に業者さんが緑化事業費は持つという形になっていたと思うんですが。

委員：この緑化の定義ですけれども、その定義に照らして実際に行われた結果はどうかというのは、非常に判定的にこれで十分だと言えるものは、現状から見ても非常に難しいと思うんです。だけど、具体的基準も設けずに、出来たか出来ないかということに今なっているといると思うんですよ。

事業者としては、採石が終了したところについてはお金を掛けて緑化を進めてきた。しかし、その成果は予想よりも低い。これは現状において言えます。その原因としては、土質の問題、工法の問題等々あるかもしれません。しかし、努力してやっている訳です。もう一つは、まだ緑化を施すまでに至らない部分。すなわち、採石が出来てないところについては勿論やっていませんから。しかし、それもこれも含めて全体を見ると、非常に緑化率が低いようなイメージになっている訳です。だけど、行政にしましても市民にしましても、何の基準で判定をしたのかということ、非常に大事なことだと思うんです。だけど、その判定基準に合わせ、ちょっと問題だけこの程度出来ているから大目に見ようかということもあると思うんです。だけど、何も物差しがないということは具合が悪いので、物差しをこの機会に改めて設ける。その物差しは、関係者、行政も含めてこういう基準を設けました。それに合わせて、年々状況をチェックするという体制を整える。それで、最終的には許可権者が完了検査をする訳です。その時点でも努力した跡が見られて、成果は基準よりもちょっと辛いものかも知れないけれど、まあこれなら良いんじゃないかと。3年で80になるところが4年掛かるかもしれないということでも、それは認められるところじゃないかと私は思います。

ですから、客観的に見て、全くやってないという風にはしてないので。やった部分がどうかという成果の問題と、それからここには、今回の採石の工程が3年も4年もずれていると。ここにおける問題があるので、そのことも提言書の中にありますよね。そういうことを含めて、基準を設けるべきだと思います。

それで、今言われたように群落を設けるとするのは、許可の中ではそういう工法は申請に出ていませんから。それを取り入れた場合に、どうなるんだということがあるんだと思います。しかし、全体の緑化率を上げるためには、その群落を設けるのも一つの方法でしょう。現在出している申請と、実際やってみたけれども思うように進まないから、こういう工法の変更というのが許可の中でどのように認められるのか分かりませんが、そういう問題があるんだと思います。

委員：緑化のために頑張っていると思うんだけど、結果として進み具合が思わしくない。緑化の工法にしても、もっと良い方法があるかもしれないので、ここに書いてあるように専門会社に提案させれば良い。

会長：ですから、(1)の基準を設ける必要があるというところは良いと思うんですが、市が指導助言する必要があると書いてよろしいですかね。

委員：書いたほうが良い。どこかに「市の職員が年に何回か行って、現状を市議会に報告す

る」とかいうのが必要だろう。それをやってなかったのも、このような状態になっているんじゃないか。

委員：それはやっていたんじゃないの。

事業者：これは最初から年に1度、市の総務課と議会の総務民生委員会で確認していただいています。

委員：緑化の状況をね。

委員：報告は上っていたと思います。だからその判断基準が無いので、今回それが必要ということだと思います。

会長：それでは、2の(1)はこのままで大体良いということ。

次に、2の(2)緑化の工法と今後の進め方について、という部分に議論が移っていると思うんですが。このところで最後の3行が重要ということ。それこそ我々は今、詳しく工法を検討したわけでもないの、確かに専門会社に提案していただくということになると僕も思っているんですが。だけど、基本的に契約を結ばれるのは事業者さんなのですね。ここには、「市が積極的に関与すべきである」という文章が入れているんですけど、これは可能なんですか。

委員：可能かどうかというのは後の話であって、そんなに重要じゃないのでは。必要性を認めるということだけで良いのではないですか。

事業者：今、緑化をお願いしている天竜工業についてなんですけども。ホームページ等見ていただければ分かると思うんですけど。まさに緑化専門会社でして、そういうところをお願いしています。環境省さんも入って工法等を考えて、我々は粛々とそれを実施しているんです。まさに、ここに書いてある通りのことをやってきたわけです。それが、環境省が市に変わるようなだけの気がしますけども。

やってこなかったわけじゃなくて、やってきたということを確認していただきたい。現在頼んでいるのも、やみくもにやっているわけじゃなくて、行政も入って決めたことを緑化専門会社をお願いしてやってきたと。そこら辺がちょっと、業者を悪者扱いするような文章になっているのじゃないのかなというのがありましたので発言させていただきました。

それとですね、天竜ホールディングスというのをホームページで見てもらったら分かりますけど、緑化環境部というのがあるんです。その中で、保育ブロックの紹介をやってみる。当社が何を委託しているのかというと、一つは、秋に採った種の保管です。これは、湿度の高い冷蔵庫の中で、秋から春まで保管をしていただいています。その後には保育ブロックです。これは結構高いんですけども、それを購入します。それから、斜面への客土作業自体は当社でやっています。そして、斜面に穴を開けて保育ブロックを入れて種を置くというのも当社が他に頼んでいます。それから、種子の吹付けです。保育ブロックだけでなく、草を生やすための3種混合だとかの吹付けをお願いしています。

それから、これはどの程度評価したかというのは別ですけども、年1回当社に対して業者から見た報告をお願いしております。これらが今、専門業者をお願いしている中

身であります。

それからもう一点。保育ブロック工法を否定するようなことは避けたほうが良いのではないかと。と言いますのは、山寺先生というのは信州大学の元教授ですけども、ここに自然環境再生の緑化技術という本があります。これを見ますと、モンゴルだとか中国だとかネパール等海外及び日本国内において、保育ブロックによる緑化を長年研究されてきた方なんです。だから、我々が現地ですら短時間見ただけで、保育ブロックを否定されるようなことは避けて欲しいと。やはり、斜面に客土緑化をしてやるというところを、ちょっと曖昧にさせていただいたほうがですね。もっと表現をやわらかくさせていただいたほうがですね。文章を見たときに、山寺先生は抗議されると思います。十分客観的な調査をした上で否定されるのならいいですけど。論戦をして勝てますかと。山寺先生に失礼だと思うんです。

会長： おっしゃることは分かります。客観的な調査が不十分と言うことは我々も思っておりますし、事業者さんもそう思われているのではないかと、今の発言で思います。

だから(1)で客観的な調査が必要であるということと、この文章が拙いところがあると思うんですが、業者さんを否定しているところもある。或いは、提案している先生を否定しているところもある。そこで文章を直す必要が有ると思うんですが。ただちょっと一つ僕が分からないのは、さっきの完了検査を受けないとすると、緑化が上手くいかないとする、それこそ山寺先生の方法なり、今まで努力されて1億何千万掛かってやられた方法で完了検査に通らない緑化しか出来てないとすると、損をするのは事業者さんですよ、どちらかといえば。

事業者： 見直すということは必要だと思います。ただ、あんまり保育ブロックのやりかたを否定するのは、やっぱりちょっと問題かなということで申し上げました。

会長： では、ちょっとやわらかい表現にさせていただきたいと思います。

委員： 保育ブロックを否定しているわけじゃないんですよ。保育ブロック自体条件がよければ、先程おっしゃったポットじゃ直根が伸びないので、ブロックで伸びるように考えてあるんで。以前言われたように、ドリルで穴開けてやれば直根も伸びるでしょうし。

だから、そういうところでやったので、ちょっと上手くいかなかったねということで。

委員： 菅島の環境に合わなかったというのがあるのかも。例えば、斜面でなく犬走り、平地の部分にしていたらまた違った結果が出た可能性はあるかと思う。そういうところで新たな緑化工法の見直しといのは、前回の工法を否定するかたちになってしまうけれども、芳しい成果が得られてなかったら、それは地元としても新しい工法による緑化というものは認めざるを得ないと思う。

この間、委員からあったように、三重県型ソイルとかいうようにどんどん技術革新もなされていると思うので、それはまた検討させていただきたいと思っています。

委員： 天竜ホールディングが、緑化について4パターンの指導をしたが、事業者のほうはそのうち1つしか実施していないということはあるんですか。

事業者： ちょっと理解が出来ないんですが。

委員： 天竜ホールディングが言うようにやっているんですか。

事業者：　そうです。最初の時に、天竜ホールディングの技術者の方がみえて指導をしていただいてからその様にみんなやっています。それも緑化検討委員会から、こういう格好でやりなさいということで、ある程度図面みたいなのをもらって。

やり方は、緑化検討委員会で指定された方法をやっているという認識です。

委員：　その中で目がついたというのが、それだけだという話じゃないかな。これだけしなければいけないと、前回の基本方針で全部謳ってある訳ですから、それをやってなかったら、それこそ市はチェック機関になっているんですから、市はどうなんですか。

委員：　市はそこまでもあれでしょ。緑化の仕事…。

委員：　市がそこまでじゃなしに、そこまでしなくちゃいけないのが、市でしょ。それをやってないのであれば、やっていないと言わないと、市は。

事業者：　市さんも、4種類という認識は多分ないと思いますけど。

委員：　基本方針がちゃんとある訳ですから。

委員：　まあ、緑化の専門会社のほうに色々提案させてみて。

会長：　それこそ、工法と幾らでこれぐらいのことが出来るというような達成度を提案させて契約することが出来れば。その緑化が出来なければ、緑化会社に違約金が請求できるようなことになるのではないかと。そういうことが出来るといいなと。緑化会社にも、責任が問えるような契約をすると良いのではないかと。

基本的に、最後に多分提案させていただきますけれど、この会議をもう一回やるか、或いは持ち回り会議みたいなことにするか提案させていただきますけれど。今回で完全に文書まで整った形で、この文書で行くというところまで確認できるとは思えませんので。一応、この(2)はもう少し、今までの提言書のやり方を否定するようなニュアンスは避けて、こういう緑化専門会社にいろいろ提案させていただいた中で、その責任を持ってやっていただく契約をしてくださいという提言をしたいと思います。詳しい文書については、もう一度確認していただくということで。

では、3. 採石場跡地の活用について、というところですが、ここは如何ですか。

委員：　これは、僕が第1回から何度も言わせてもらっているように、新たな緑化計画による跡地利用。それを菅島なり鳥羽市なりの活性化につながるような跡地利用を考えていただきたい。それともう一つ、一体化した開発をもうちょっと。緑化工法を見直すのならそれを絡めた跡地利用をもう一度。先程委員も言われたように、前回のときには緑化検討委員会があって、それと本来なら並立して跡地利用というのを協議する場があった。すぐに着手するんじゃなくても、いろんなアイデアを3年なり4年なり研究、協議してある程度の年月が来たらスタートするとか。狭いところでやれるものなら、菅島に対して良い蓄養とか。そんなもので良いのがあれば、そんなにスペースが無くても研究棟みたいなのを作ってやっていくとかそういう風には思っています。

だから、緑化工法を見直していただいて、それで技術革新によって平地というのが有用になってくると思うんです。だから、その平地をもっと広げて欲しいというのが地元の意向です、跡地利用というのに関しては。

それで、この間委員がおっしゃったように、市民参加型みたいないろんな人のアイデ

アを聴くというのは、こちらとしても否定しない。ただ、主体となってやっていくというのは、地元をおいて他はないと思っています。

会長 : 勿論、地元が一番関係するわけですから、地元の方が多く参加されると思います。ですから、委員からもご指摘ありましたけれど、跡地利用検討会みたいなものは前回も提言されていて、また今回も提言するというので。委員ご指摘のように、市民も参加できる勉強会みたいなものが加わっている形だと思います。委員ご指摘のように、この部分はまた提案しても、ひょっとしたら市がやらないかもしれないと言われると、ここに何かそれを担保するような文章を付け加える必要があるかもしれない。

委員 : それと、もう一つありまして。市民が参加できる市民参加型というのは、社会資本整備の中では必要だと。それは私も異存がないんだけど、順序がちょっと違うんじゃないかなと。それは何故かといいますと、跡地利用検討会のほうが重たいものになると思います。ここの協議会でも一緒ですけど、最初に僕が言わせてもらったように知識の温度差が余りにもありすぎると。その温度差をきれいに拾ってこの協議会で使えるのかなという、検討協議会で出来た基本姿勢を市民に参加型で協議してもらおうほうが良いんじゃないかと。それがどっちなのかなと。ただ、税金が投入されるならば住民が先ですよ。僕はそう思います。

委員 : ここの「その後」というのは、「同時に」にしたほうが良いと思います。設置の部分は確におっしゃる通りなんですけど、リードするのは誰かという話なんです。だから、市役所の考え方次第でもあるし、そこら辺まで本当はこの協議会で決められるのであれば、月に1回ずつでも勉強会の立ち上げまでするというのは理想的なんですけど。

ですから「その後」というのは確かに間違いだと思いますし、同時にそういうことを設置してという風に…。

委員 : この「その後」というのが僕もちょっと引っかかった一つだったので。

委員 : 跡地利用で菅島の人たちは、市に対して積み立ての意見を出しておいたら。

委員 : 山代金の中からっていうこと。

委員 : 基金を作れという話ですよ。

委員 : 実は私もそれは思っていましたけど。

副市長 : 先程のご意見を聞いていますと、検討委員会と勉強会の性格の問題ですけど。委員言われますように、市民参加というのは最近の行政運営ではかなり必要なんですけど、それは両方、両面で検討させていただきます。言われますように、前回のときは何故作らなかったか。跡地利用が彫刻公園ですかね、具現性がなかった、事業費が分からない、事業者が分からない。そういう段階で、行政としても足踏みしていたのではないかなというのが私の印象です。

それから委員が言われた仮称、跡地基金ですか。これは前回も説明させていただきましたけど、鳥羽市のかんらん岩の売払い代金は、今年で終了します。例えば 25 年に基金を作ってやろうと思いますと、市民からお預かりしている貴重な税金から積んでいきますもので、そのあたりはまた議会でも議論になると思いますけど。それは別にご提案していただいても結構ですけど、そこまで踏み込んでやるとかやらないとかは、ここで

はちょっと申し上げにくいですのでご容赦いただきたいと思います。

会長 : ですから、ここにこの1行、基金を作ることを提言するというような文章を…。

委員 : 採石場の契約で、市が4千万もらっているけど、それがずっと続くんだったら基金を作ったらということ。

委員 : もう1年で終わりですからね。

会長 : ですから、「その後」というのは取るということで。それから市民参加の勉強会と検討会を設置するという提言。

委員 : ここに地元の意向として、どっちみち利用していくなら広いほうが、色々な面から有用になってくると思うんです。だから大山、東山の一体活用も考えてほしいということを入れて欲しいんです。

GL20m となっているけど、別に下げたとしても委員さんおっしゃったように、津波対策というのは別途出来ますでしょ。海岸線のほうを高くしてあれば。手前さえ高くしてあれば、奥のほうまで流れないでしょ。全部低くしてしまったらいけないけど。

会長 : 確かに「なお」の後ほうが難しいと思うんですけど。それと、森林法で申請されているものと形が変わってくるということですね。

委員 : それは変更出してもらえばいいんですけど。ただ、基準高を上げると採掘量が変わってしまうのと、委員が言ったように、海岸線を残して掘るといって盆地みたいな形になるので跡地が大変だと思います。

事業者 : 東山が10mとなっているのは5mですね。何を基準かというのは大変難しいんですけど、5mを切っているところもあります、事実として。ただ、委員さんおっしゃられたように、見直しはするというので。

会長 : ですから、もっと考えなくてはいけないということですね、津波に対する問題として。5mというのは深刻ですから、これを考慮に入れた跡地利用研究会というのは、中々難しいと思うんです。

委員 : 跡地利用計画というのは、今全く無いわけでしょ。何かあるんですか？

委員 : 今、色々事業者さんも模索しているし、町内会も。こちらに漁協のかたもいらっしやいますが、実際のところ、一本釣り漁業と言うのが大変厳しくなっている事実はあるんです。高齢化にもなっているし。やっぱり生き残っていけるのは、養殖業とかある程度のものに限られてくる懸念があるので。漁師さんが陸に上っても、海に関係ある仕事に携わっていけるものを町内会と菅島支所さんとで話し合っていることはあります。畜養とかそういうもので。あそこところは少し沖に出ると急に深くなっているんで、結構良い水が引けると思うんです。それで蓄養とかは、この総会が始まる時にこういう跡地利用をするというので、各種団体とか婦人会、漁協、青年部と協議してこういう跡地利用も考えていこうということは言っています。

委員 : それも良いことだと思いますが、そういう具体的な計画があるとするならば、それを更にもっと計画を具体化して、そのために必要な平地面積はこれだけなんだと。それは今、採石事業で申請されている平地として残るものでは足りない。だから、一旦切った、ある意味で緑化をした部分ももう一度切って拡張しないと、考えている計画が収まらな

いとなれば、これはこれで考えなければいけないことだと思うんです。しかし、それはその跡地計画が具体化されて、実施の段階では勿論開発計画を出すわけですよ、具体化しようと思うと。

委員：終わって、平地が残って、いわゆる緑の無い部分はタイミングによるんですけど、地域森林計画の森林区域から抜きますので。そうすると、平地は自由に使ってもらってもいいかと。

委員：平地はね。平地は自由に使えるんですけどもそれでは…。

委員：斜面の部分については、緑化してもらってあるので相変わらず地域森林計画の範囲内なので、触ることについてはまだ…。

委員：そうなんです。だから今申請がなされている部分が、計画通り実施されて緑化も出来ましたと。その後で今言われているような土地利用の計画が具体化されて、いざ実施と。実施計画の中で、せつかく緑化された法面をもう一度切る必要があるということが起こるかも分かりませんよね。それはその時に考えたらいいことで、そういうことを想定して今の段階で、具体的な計画があるなら別ですよ、もっと切っていったらという議論は今出来ないんじゃないかと思うんです。

だけど、いつ何時跡地計画のすばらしい計画が生まれるか分かりません。今おっしゃられたのもひとつ。それから、大人だけの考え方じゃなしに、子供も含めて白地のキャンパスの上に、どんな絵が描けるかということも併せて跡地計画の夢をそこに描けたらより良いわけですよ。

そういう意味で、跡地計画は、今回の提言の中でも一つのテーマになっていますので。それは出来るだけ早く、検討委員会のようなものを作るなら作ってしていかないと。このメンバーで、跡地計画をどうのこうのいうところまで踏み込めないと思うんですよ。

だからそれは、幅広い市民参加の形でアイデアを出していただいて、それをより実現可能なものに煮詰めていくためには、誰が主導するかということは勿論あるわけですけども。

だから、委員言われることも分かるんですけども、現在の採石法に基づいた進め方と、今から跡地利用を計画するものを一緒にテーブルに乗せて話をするのはちょっと難しいかなという気がします。

委員：分かりました。

委員：跡地利用については、出来るなら漁業関係に貢献できるものであったら良いのでは。

委員：そう言って来ると、僕は観光関係も入れるべきだと思っていますよ。そういう議論を違う形でしていただきたい。それが基本だと思います。

会長：ではこのところは、跡地検討会と勉強会を同時に設置していただきたいということを提言に入れますので。当然、津波高のことも考慮に入れる必要があるということで。

基本的にはこの文章ですが、ちょっと文言を直ささせていただいて、この勉強会と検討会を設置してほしいということを提言したいと思います。よろしいでしょうか？

委員：良いんですけど、勉強会の市民参加とって、何も無いところから同じように同時進行ではちょっと難しいかなというのが僕の中ではあるんです。ある程度検討委員会を出

来たものについて意見を聞くような話にならないと、同時進行して行って全然違う方向に行ってしまったら、それこそ検討委員会の設置が意味のないような可能性があると思うんですがどうですか。

委員： 僕はその勉強会の位置付けだと思うんです。僕が思っているのは、先ず菅島の問題を鳥羽市民さんに知らしめることからスタートするのであれば、考えていただくことがあるのであれば、そういう基本的なところからスタートするのであれば同時でもかまわないと思いますよ。それは時間が掛かることですから。1月に何回もするわけじゃないですし。だから、1年の計画をどういう風に組んでいくかというのは、検討委員会の方が勉強会を主催するという形にして、同時に市民の考えを汲みながら自分たちも討論していくと。多分、先進地例とかいろんなどころの人を連れてきて、発表とかしてもらおうということが必要になると思いますよ。

ですから、委員言われたお金のことなんかは、こういうところに本当は使うべきだと思うんですけど、実際はね。

だから、そういうことで言うと、同時でもその後でも別に前後してもいいんですけど。設置の主体を、跡地利用検討委員会を設置し、それを主体とした市民の勉強会を作るとかそういう風にすれば別に問題はないと私は思いますが。だからそれは、すごく時間が掛かることですから。

委員： それともう一つ。跡地利用ですから、市もある程度何かのデザイン位は持つべきだと思いますけど。今まで何もデザインなし、考えもなし。困ったら検討委員会、協議会と行って投げてくるという自体がおかしい。市の姿勢がいけない。そこをちゃんと改めていただいて、跡地利用計画というものをしっかりと立てることが必要じゃないかなと思っていますので。市の責任が全然ないと、お金だけ頂いておいて知らん顔というのが一番の問題だと僕は思っていますので。そこら辺は市もしっかりと考えていただく、それが市民のサービスになるんだから。そこはしっかりやってください。

会長： どういう文章をここに入れると良いですかね。

委員： 検討会の中に市は当然入るわけですから。

委員： 入るわけですから、責任はちゃんと全うして答えを出すべきだと。何らかの形の。

会長： ではこの2つの形の会を設置して欲しいと提言するということで。

委員： 委員の意見というのは、おっしゃる通りなんですけど。ただ、もうちょっと新たな開発というのも考えて欲しいというのもあります。跡地利用で出た場合には。漁業もあればそういう風に観光もあるということになってくるのなら。それなら、斜面には何にも出来ないわけですよ。だから平地というのをある程度確保したいというのはちょっと入れて欲しい、地元として。

会長： それは、跡地利用検討会が提言することだと思うんですけど。

委員： それこそ、そういう検討会とか研究会の議題として挙げられて、揉まれることですよ。

会長： 如何でしょうか。僕もそう思うんですが。特に森林法の範囲内から逃れることはいかないわけですので。今申請されている形で完成して。更にその後、もっと広い平面が

必要ということになったら、開発許可をいただいて平地を広げるといった形になるのではないのでしょうか。

委員：それもおっしゃる通りなんです。それでも実際問題として、鳥羽市はもう契約が切れます。新たな緑化工法を考えると先程ありましたよね。次の項目に飛んでしまうところもあるんですけど、鳥羽市にも新たな緑化協定書や採石契約書を結んでほしいというのがある。

委員：緑化協定書は結べますね。

委員：だって、契約書とか協定書というのが切れるわけだから。

会長：だって契約は採石し終わってしまったら、契約は結べないですよ。もう、石は出ないですから。

委員：契約書は見直さなければいけないですよ、期限が来たら。その期限では、契約書は全う出来ないわけじゃないですか。採れていないわけだから。だけどそれを見直すと同時に、ボリュームを増やすとかいうわけにはならないわけですよ。期限を見直さなければならぬことはあるんだけど。そういう意味では、契約書は期限は来るけれども、契約書をもう一度ことによったら見直さなければならぬことになりますよね。

勿論協定書は、3者で結んでいくことになるでしょうし。2者間の契約書だって、当然期限が来たときに議論をしなければならないということにはなります。

会長：では、検討会と勉強会の設置は特にご異存がないということで、是非とも設置していただきたいという提言にします。ちょっと文章は直しますけども。

では4. 所有権及び入会権について、に移ります。何かご意見ございましたら。

委員：これに関しましては、前回言わせていただきましたように、これをお願いしたいと思います。

会長：一応、委員がおっしゃった内容になっていると思うんですが。他の委員もよろしいでしょうか。

では5. 協定書及び土石売買契約書について、に移りたいと思います。

委員：ここに「緑化工を完成させるための採石事業の延期はやむをえない」とあるんですが、ここに参加している委員は、この延長について賛成なのか反対なのか賛否を問うていただきたい。

会長：前回は委員からそういうような提案があったと思うんですが、それはちょっと難しいのではないかと話になっていたと思うんですが。

委員：どういうことで難しいの。

会長：それは、県や市の関係の方がどちらかという意見を言うのは難しいだろうということと、前回副市長のほうから、期間を優先するのか採取量を優先するのか聞いていただきたいと言われましたが、委員から森林法においても、また副市長さんからも契約書の話として量を確保する必要があるというご説明もありましたし。

委員：今言われている期間を優先して、26年3月までに終わるということにするのであれば、今出ている申請書の形と変わってきますので、その形での変更をしていただく必要があります。それは別にやぶさかではないです。ただ、いろんなことが全部変わってしまう

ので、変更自体も中々しんどいことになると思いますけど、出来なくはないです。

ただしその場合、これはうちは関係ないんですけど採石量、契約の問題からいくと全部採れないので。市としては、採れないであろう部分で既にもらってしまったお金を返さなければいけないですよ。

委員 : 量か年月かという問題ですよ。

委員 : ちゃんと計画を変更してもらい、今の現状に見合うような推理計算等をしてこう変えます。期間は従来どおり 26 年 3 月で撤退しますというのがあるんですけど。

委員 : そうすると、緑化が済んでないと永遠に延長になるの？

委員 : 完了確認が取れないだけで。それはやってもらわないと。

委員 : 変更されたらそれまでという話ですね。

委員 : いや、それは変更しても緑化というのは残りますので。

委員 : 今の現状でしょ？

委員 : 現状じゃ駄目です。

委員 : その中身を、木を今作ろうとしているのに、吹付けで良いという話になるの。

委員 : 吹付けというか…。

委員 : その基準ですよ。

委員 : 基準と言うか、乱暴な言い方すれば、もう後いくら掛かろうとちゃんとしなさいよと言う話ですね。そうすると、さっきも言いましたけど植栽となっているところについては、どれだけの木を植えるかですけど。ただ、やられているのは成木を植えるんじゃないで、種を植えてやられているので。その辺の基準が無いといえば無いんですけど。

ところが、現状を見ていただいてあれで造成森林になっていますかということ、なってないですよ。それで、造成緑地といっても、夏場だけちょっと緑になって、終わったら茶色くなる。これはもう緑地といえるのかな、となるので。そうなったら仕方ないので、いくらお金掛かってもやってくださいという話にはなってしまうので、現実的にはあり得ないですかね。

委員 : そうするとどうしたら良いんか。永遠に…。

会長 : 斜面の形というか、それはもう申請書通りに…。

委員 : あとはそう考えると、形としては今のままで撤退していくような計画にして、緑化の期間をもう 3 年設けていくとか、そういう形ですかね。採石自体は 3 月で終わって、ベルトコンベアとかなんかは全部引き上げる。後は粛々と緑化をしていただき、出来ましたという時に完了確認という形ですかね。

委員 : そのままやられると、跡地計画も何も無いという話になりますよね。

委員 : そうなりますよね。現実的には、26 年 3 月終了というのは無理だと思います。それじゃあどうするのという話ですけど。現在申請されている形にもっていくとなると、3 年とか 8 年とかという話がありましたけど、そこまで延長せざるを得ないということになりますけど。

会長 : 採石していない東山が、今の状態で緑化できないということであれば切って緑化するしかないということですよ。

- 委員 : 切って緑化する必要は無いですけどね。切らないで、今のままで抜けているところを緑化していただけていうのも別に。事業者さんが損するだけなのですが。収入が無くて支出するだけなので。
- 委員 : 責任は生まれたときに出していかなければいけないですよ。
- 委員 : それが、責任、責任って言うとなんなんですけど。本来であれば、事業者さんがこういう風にしますと言って申請されたものを許可しているので。そこは、どこまで行っても申請された事業者さんなんです。ただここは、特殊っていったらあれなんですけど、この緑化に対して協定書が結ばれていて、市にしても町内会にしても積極的に関わってやっていきましょうということになっている。協定書があるから、何かしないと罰則があるっていうものでもないですね、行政処分とか。
- 会長 : 委員ご心配の永遠に続くんではないかということですね、少なくとも森林法では申請された完成形があるわけですよ。それを変えるということになると、又新たな申請が、変更申請が必要ということですから、少なくとも今申請されている形以上の採石をするということになると、新たな許可が必要ということになる。
- 委員 : それは間違いないですか。
- 委員 : 変更で、切羽の角度を変えてこういう形になりますっていうのを変更で出してもらおう。
- 委員 : 委員のおっしゃるのも分かるんですが、経済状況というのが左右される一番の原因だと思いますので。そこら辺は、ここに書いてある4者会議で決めてもらうほうが、私たちがどうしろ、こうしろと言うことも…。また、言ってしまうと、ここに責任が本当に生まれるなら良いですけど、言いつけなしの場所ですから。それは、もっと重たいところで協議してもらおうと、一番公平で平等になるんじゃないかなと僕は思います。
- 委員 : 今採れるように粛々とやってもらったら良いんやな。
- 委員 : その為には、経済状況の変化に対応していかなければいけないのが民間だと思うんですよ。悪いことをしている民間企業ならともかく、それなりに社会貢献と鳥羽市にとっては何らかの形で、景観が悪くなったとはいえ、市としてはすごく恩恵を受けてきたという評価が変わっていくと思うんです。そこら辺を重視すると、景観だけを重視してしまうとそうなるかも分かりませんが、全体を含め先程もあつたように雇用の問題とか全体を含めれば、今後4者協議でしっかりと方向性を定めていただくのがベストかなと。私たちが止めろとか言う権利はないと思いますから。だから、こういう文言になったと思いますので。これはこれで良いんじゃないかと思います。
- 委員 : お互いに立場があるから。観光業としたら、自然破壊とあの景観はマイナス面ですから。それは、お互いの立場があるから意見が打ち合う。
- 会長 : 森林法に基づく事業延長は、やむを得ないんじゃないかと思うんですが、その次の4者で協議するというのは。
- 事業者 : その部分なんですけど。許認可に携わる者から考えますと、事業の期間とか事業内容について、県の森林法、採石法の担当者さんが協議に入っただけということはいまあまり無いようなイメージで。こちらが申請なり相談をかけた時に、それが法に照らし合わせて則しているかとかをご判断いただく機関だと思っていますので。県が協議に入

っていただくというのは、ちょっと違うのではないのかなと。ここは3者で協議して、それを県に申請なりご報告、ご相談という形が適切なのではないかなという思いがしております。

会長：　そうしますと、県の立場としては。

委員：　協議して決められる部分ではないので。だから、長いからこうしなさいとか、長いだろうとかいう話ではないので。

会長：　事業期間の変更は、勝手には出来ないわけだけど。3者で相談して、それを県にお伺いを立てて、それが認められるか認められないかということをや…。

委員：　期間にしてもそうですけど、相談して決まるものでもないですよ。

事業者：　相談されても困ると思うんですけど。砕石がどれだけ売れるか、県さんが保証してくれるわけでもないの。

委員：　そうだし、3者で協議といってもそれも困ると思うし。

委員：　僕もおかしいと思ったんですよ。県が入るといことは。

事業者：　我々もご提案では、3者で協議して三重県から法的許可を得るということではないかなと思います。

会長：　では、3者というのは良いわけですね。鳥羽市と町内会と採石事業者の3者で協議していただく。

その次の文章、これは私の出したものではないんですが、今、委員のご説明にあったと思いますが、森林法、採石法によれば緑化の責任の第一義は事業者にあるわけですね。ですが、5億円の話のときに、この文章ではどうかといったことがあったので付け加えているんですが、よろしいですかね。

委員：　これは、市がきちんと精査してやっていたかなければいけない。

会長：　では、この協定書及び土石売買契約書については、その「ただし、その事業期間は」というところの「森林法～三重県を含めた」までを削除し、「鳥羽市、菅島町内会、採石事業者の3者で協議すること。」にしたいと思います。

委員：　森林法と採石法が出てくるんですけど、自然公園法も普通地域なので届出と言う形で手続きしていただいていますので、同じ並びで自然公園法も入れてもらったほうが良いんじゃないかなと。

会長：　今、ここのところは抜こうとしているんですけど。

委員：　その協議の中にとということじゃなくて、その次のところなんですけど。

会長：　すみません。「森林法、採石法によれば」のところから自然公園法もということですね。

委員：　この最後の「なお、採石事業について～」というところだけでも、継続する意見もあるし継続を希望しない意見もあるという風に両方書かないといかんでしょ。

委員：　しない意見は、根本的には締結とすることをここで協議されているわけですから。それを基本にやっているわけですよ。しないというとり方は、放っておいても出来るんじゃないんですか。2度同じことを書くと、又上の文言が変わっていくような気がしますけど。強く書くことは必要かもわかりませんが、書くことによって今まで前に書かれてきたことが変わる可能性があるんじゃないかなと思います。だから、会長がこのよ

うにしたんだと思うんですが。僕はこれでいいと思いますが、皆さんどうですか。

会長 : よろしいですか。それでは、6. 関係機関の役割と明確化ということですが。それこそ今、どこの部分に第一義に事業者さんに責任があって、どの部分が市だとか。その辺が中々不明確ですので、出来るだけ役割を明確にしたほうが良いのではないかというご意見が前回の協議会に出ていましたので書いてあるんですが、如何でしょうか。

それこそ、跡地の問題についてもですが。先ほど、検討会に市が入るのは当然というようなことがありましたが。全部に市が入ったり、町内会さんが入ったりするのは当然なわけですが、どこに主体があるのか、どこが責任を持つのかということを出るだけ明確にさせていただいたほうが良いんじゃないかということでした。

委員 : 契約書については、3者で契約していると。契約した業者が責任を持ってやるというのは、どこの世界でもそれは普通のことで。

会長 : 契約というのは、採石についての契約じゃなくて緑化の。

委員 : 緑化の工法についても。緑化についての項目も、契約書には謳われているわけだから。

会長 : 本当はそうなんですよ。

委員 : 本当はそうじゃなくて、謳われているんだから。謳われているんだから市、業者、町内会、これが責任を持って。やっぱり市民目線から、あれをどう思うかっていうことも考えていかなくはいけない。責任を転嫁して、県さんやっってください、国さんやっってくださいはいけない。

会長 : 今の市民目線でチェックしていただくために、どうしたらいいのかということなんですよね。緑化業者さんが契約されていて、それこそ今上手くいっていないということになると、緑化業者さんの契約違反になるのではと思うんですが。

委員 : この緑化については、基本的に採石事業者さんが緑化をするということになっているわけですね。その緑化の方法、それから復元率。最初に基準を設けるとありましたが、その基準は勿論整備した上ですけど。そういうものがなかったから、やっているけれども客観的に見たら出来ていないと思う人もいるし、やっていないと思う人もいるかも知れませんが。

これは、採石業者さんが専門業者に依頼して、請負のような形で責任も含めてやらせているのか。それとも、自らも関わっているみたいですから、それは指導を受けながら共同でやっているということだとしましても、いずれにしろどんな方法であろうが採石事業者さんの責任になる訳ですね、最終的には。

それを、時間軸でみて5年経過して出来ていないと。思ったように緑化が進んでいないとすると、その5年の時間は取り戻しようが無い訳です。その場合に行政として、特に鳥羽市としては、管理体制を問われるわけですよ。客観的に第三者から。だからそういう意味では、責任の所在は明らかにしなければいけない。そしたら少なくとも1年1年で、鳥羽市としてもその状況をチェックする必要があるかも知れませんが。最終的には、許可権者の完了認定とか完了検査で合格となれば良いことなんです。だけど合格に至らなかったとすると、業者としては最大の努力をしたけれども、努力のような成果が見られなかったということがあるわけですよ。それはやはり、失った時間は取り戻せ

ないわけなので出来るだけピッチを細かく、すなわち1年単位或いは半年単位でその状況をチェックして、お互いに失う時間は取り戻せませんから、そういう体制にすべきだと思います。

だからそういう意味では、責任はあくまでも事業者にあるので。例えば鶴田さんが、天竜のようなところに責任も含めてそういう出来方というか、復元率等も含んだような契約になったとしたら、鶴田さん自身がその業者の事業の進捗状況をチェックできるわけですね。それはここの二者間の請負によっても違いますし。今回、鳥羽市と鶴田さんの、或いは菅島と鶴田さんの契約内容の中に緑化をするということになっているのならば、その緑化は市がやるのか事業者がやるのかとなれば、明らかに事業者がやるということですから。しかし鳥羽市としては、事業者の責任だから市は知りませんという立場でもないの、そういう立場での責任も当然生まれますよね。

だからそここのところは、今後どういう基準に基づいた緑化を進めていくかは、これからちゃんと協議していただいた中でやれば良いことですが、その出来上がったものをどういう体制でチェックしていくか。事業者自らがチェック体制となってやるのか、第三者にそれを委ねるのか、或いはそういう状況を市としては、どういう形でどのようにチェックしているかということをお問われるだけだと思います。

会長： この文章は、今委員がおっしゃられたようなことを意識して書いたつもりなんですが。そういう風に読み取れるかどうかという問題だと思うんですが。

副市長： 実はこの文章いただいたときに非常に問題なのは、緑化については「提言しているが、」で切っておりますが、あとに「菅島問題」というのが来ていますので、これが緑化だけなのか入会権、所有権も跡地利用もイメージされているのか、そこをちょっと確認させていただきたいんですが。

会長： 僕は、跡地利用とかも含めてというつもりで…。

副市長： そうしますと、私共が3者で結んでおります緑化協定書だけじゃないわけですよ、ここの各関係機関の明確化というのはね。それが市の立場であったり、県、国の立場であったり、ここにお見えの機関の立場であったりするわけです。そこら辺が、最後の結びにあります「市から提言していただきたい」というのがものすごく難問だと思っているんですけど。これ、範囲が広すぎるんです。皆さんのご意見聞いて結構なんですけど。

委員： 3者でもう一遍考えて。

副市長： 菅島問題は、ただ緑化して採石を継続するだけではないです。そこですよ、ポイント。この文章は、非常に難しい文章なんです。

会長： ここが、「菅島の緑化に関しては」と言うようなものであれば…。

副市長： 3者で協議できます。緑化に絞っていただければ、市の責任、事業者の責任、町内会の責任は議論できると思います。今の協定書では、どこの責任も謳っていませんから。

会長： ではここは、菅島問題ということがありますので、菅島の緑化に関しては3者の役割が不明確でありますので、どの部分にどの機関が責任を持つかという役割に明確化ということをして…。

副市長： それは整理していただければその様に出来ますので。

会長 : その様にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、7. 景観計画の作成についてですが。これは前回の会議で私が言ったことなのですが。特に自然景観も重要な資産であるという文章は、僕が書いたのではないのですが。

委員 : 景観条例を鳥羽市が作らなければならないのは確かなんです。

会長 : 景観条例というか、今までは条例しか出来なかったわけですが、景観法によれば強制力のあるルールが作れるんです。

委員 : 今鳥羽には、環境と自然を守る条例というのがありまして、それを基準に景観の良い悪いの判断基準が出来ていると思うんですけど。景観計画を立てて鳥羽市独自の景観条例を作ろうと思えば、看板一つまで議論しなければいけないわけですね、色も全部議論しなければいけないし。それを本当に鳥羽市がそんな簡単に出来るのかと。これは議論されてからもう5年位経っているんですよ、景観条例を作らなければいけないと。

その中で、小さな事まで議論してきたと思います。ただそれを、菅島問題に当てはめるようなことをしようと思えば、この間知事が来て、答志島でスマートアイランドだと。国立公園法内で、5万坪の太陽光をするんだとか。そういうようなのが認められるようになれば、またこの景観が一気に変わってしまうと。国は国で、国立公園内で地熱エネルギーだったら、今まで規制緩和がなかったものを規制緩和すると。そういう方向性まで発表してきている中で、しっかりした景観計画を作り上げたいといっても、変更がむちゃくちゃくるのではないかなという、危険な計画になっていかないかなということがあるんですが、どうですか。

委員 : そうですね、ちょっと無責任に言っていることはありますね。

委員 : 今まで守ってきた人たちはどうなるのか。そこら辺はちゃんと考えていただいた中で、景観計画はしっかり作っていただきたいと思うんですけど。今本当にこれを議論して作り上げたら、県でも国でも人が変われば考え方も変わるので。一番困るのは、市と業者さんになっていく可能性があるかと。

事業者 : 景観条例を、三重県なり鳥羽市が作るということは別途あると思うんです。この文章見ますと、景観法によれば上乘せ規定もやれますよとあるんですが、私共が調べた範囲内では、これは特別区域だとか特別法区域或いは海浜公園。つまり普通区域ではそれを定めてはいないんです。特別区域以上のもっと厳しいところについては上乘せが出来る。それは市として、施設というか看板だとか。だから法律で出来ると、普通区域で出来るかどうかということはそこまで定めてはいないんじゃないでしょうか。

会長 : いや、それは出来るんですけど。おっしゃるように、建造物が主だというのはおっしゃるとおり。例えば、山だとかそういうものに規制できるかというのは、実は出来ないと僕は理解していますけれど。ただ、自然公園法で不十分なところがあるので、景観法で上乘せできますというのが景観法の立場で。

(傍聴席から発言するものあり)

委員 : 鳥羽市の景観条例作るためにしっかり議論してきていると思います。それでも出来てこないというのは、やっぱり入れ替わりが激しいんですね。そこをどこに落ち着かせる

かによって観光地のイメージ、ダメージが本当に出来てきます。

色も茶色しか駄目ですよって、自然に合った緑しか駄目ですよって作ってしまったら、観光で鮮やかな楽しいというイメージを作ろうというときに使えなくなったりとか。これ全体をやるならば、本当にそこまでやっていかなければいけないのが景観計画の作成だと思いますので。そこまでいこうと思うと、本当に鳥羽市の場合だったら 50 年掛かるんじゃないかなと。

環境と自然を守る条例があります。その足りない部分をもう一度見直すという話なら、この菅島問題について関係は出来るんじゃないかなと思いますけど。本当に景観計画を作成しようと思えば、かなり的人力と時間が必要になってくるのではないのかなと。

ここは観光地でありますので、観光スタイルが変わればそれに応じたような流れを作っていかなければいけない部分が僕はあると思います。そうしないと、基幹産業である観光が衰退すると、鳥羽なんてもう終わりですから。そこまでもうちょっと考えていただくような流れを作っていただければ有難いなと思いますので。

これが反対じゃ無しに、これを一気にやるのが難しいんじゃないかなという私なりの意見を述べさせていただきました。

会長 : 景観法についての誤解が多少あるのではないかと思うんですが。いわゆる、茶色にしなければいけない、緑にしなければいけないということも勿論あるわけですがけれども、そこに目を引くようなものはいけないっていうようなことを入れるかどうかというのは、それを使っても良いということは勿論地域で全部決められるんですね。

ですから景観法というのは、景観に対するルールを各自治体で決められますよと言うのが景観法ですから。どのようなルールを作るかというのは、各自治体で今後考えていただきたいというのが提案でありまして。

このことが、しっかりと議題にあがったことはないと思うんですが。委員が、全体のことを考えなければいけないというようなご意見の中で、どのような景観計画を作るかというのはそれこそこれからの議論なわけですから。それを議論していくということは、それこそ今後の鳥羽市さんのどういう都市を目指していくのかということに非常に繋がっていくのではないかと。これを考えることで鳥羽市さんの発展に…。それこそ、うちはどんどん派手な色を使うんだということを提案してもらっても良いわけですから。

委員 : 今聞いていて、菅島問題だけで考えていくと、跡地検討委員会とか何だとかいっぱい作ったとしても、同じ次元で帰着する地点がそんなに変わらなくなってしまうと思うんですよ。何年経ったって今まで変わらなかった。これから先も、3 者で揉めばいいではないかというお話しましたけれど、じゃあ 3 者で揉んで何か新しいことに発展するのかといったら、中々そういう視点は持ちにくいんじゃないんですかというのは、多分皆さん共通の認識としてそれはあると思うんです。時間がたってもあんまり考え方というか立場に変更が皆さん無いし。それから、それを議論重ねたからといって、共通の認識が生まれるということにはならないと思うんです。

だから、先程の会長の話を援護するわけではないんですけど、もっと違う価値感で、もう一つ大きな価値感で見ていくというひとつも必要なんじゃないかと言う話だと思う

んです。僕の解釈だと。

だから、当事者同士が頭ぶつけて話し合っ、どうだというのは良いことなんだけど、それだけで将来があるのかといった時に、中々そこは利害関係がすごくある中で求められないんじゃないかなというのがあってのことだと思います。

今回の話し合いの中で、それは中々議論できなかったというのはありますので、それを入れる入れないはありますけれど、もう一つ何か高所に立った理念というか…。

委員： 何時かは必要なんです。そう思います。ただ、鳥羽のまちづくりひとつ、まちづくり交付金を使って町を変えるだけでも景観というのはすごい障害になる。永いものにするには本当に時間が掛かって、地域の責任の下で物事を進めなければいけないという時代が無い限り、こういうものを作るとこんな小さな町では本当に障害になっていくのではないかなという懸念がありますので。そこだけはちょっと申し上げたいと思いましたので。

事業者： 許認可の立場から言わせていただくと、先程委員の方からもお話がありましたけれど、鳥羽市民の環境と自然を守る条例という、似たような条例が既に適用されていまして。私たち届けていますので、同じような類のものを重複して二重三重にかけられるのはあんまり歓迎しないということとですね、景観法と言うのは私共余り慣れていませんので、ネットから引張ってきただけなんですけれども。それを読む限り、菅島と言うのは国立公園内なんですけど、普通区域ということで届出なんです。読む限りでは、特別区域以上の許可が必要な一定の行為について上乘せ基準が出来ると書かれていまして。どちらかという、工作物とか公告類とか屋根、壁面というのが対象で、今回我々はこの内容とそぐわないところがあるのじゃないのかというのが一点とですね、これは農水省から引張ってきたんですけれども、「なお、当該上乘せ基準を定める際には、国立、国定公園の区域内のみを理由としてこれらの公園外と比較して特に厳しく規制することが無いよう留意する必要がある」という風になっています。

ということで、公園内ということで特に厳しい基準を設けるということは止めていただきたいというのが正直なところです。

会長： 景観法は、別に自然公園内で決められるわけではなくて、どんなところでも決められるんです。

事業者： 鳥羽市さんが景観計画を立てられるのを良いの、悪いのと言える立場ではないので、上乘せ基準というところを削除していただけると有難いなど。余り今回、意味が無いのではないのかなと。

会長： 自然公園内の上乘せ基準の作成も可能でありというのは、でもそれは事実ですよ。

事業者： 事実かどうかというのは、市が判断していただければ良いですが。

会長： 委員さん、どうでしょうか。

委員： その部分なんですけど、可能は可能です、自然公園法に上乘せして。自然公園法の今の基準をより厳しくするということが必要であれば、景観計画の中で定めることは出来るんですけども、環境省の立場としてもちょっとそこは削っていただきたいなど。

上乘せ基準を作成するかどうかということは、また後の話だと思うんですよ。今後

の話であって、ここに上乘せ基準の作成も可能でありってということが載ってしまうと、上乘せ基準を作っていくことが既成事実のように思われてしまうのかなというのがあります。ここで書くといったら、景観計画を作成したら市全体の景観を良くしていけるんですよっていうくらいにさせていただきたいなど。

会長： この書きようなんです。先程、「自然景観も重要な資産である」というところは僕が書いてないと言いましたけれど。本来は、例えば景観ということについてみれば、それこそ委員が、なんで菅島だけ問題にされるんですかと、対岸の旅館街はどうなんですかというようなことをおっしゃったので。だから僕は、これは菅島だけを問題にするつもりじゃないんですよというつもりで、実はこの部分は書いているんです。

鳥羽のことを考えるのであれば、菅島の景観は問題あると思いますよ。問題はあろうと思うけれど、旅館街なりそのほかのところも問題はあるでしょう。ですから、そういうことも併せて考えてほしいなという意味でここを付け加えて…。

(傍聴席より発言するものあり)

副市長： 先程から鳥羽市の景観計画、景観条例の取組状況なんですけど、委員言われますように確かに5年遅れています。後期の基本計画でもやりました。新しく昨年基本計画走っていますが、そこでも景観計画の策定は義務付けられています。若干事務は遅れておりますけど。ただ、会長からこの部分に入れていただいたのは、鳥羽市として非常に有難いんです。冒頭言われましたけれど、これは鳥羽市全体を捉えていますから。ただ、検討協議会ではニュアンスの違うところがありますけれど。

鳥羽市に、言い方はおかしいですけど、必ず作りなさいよと。そういうことは結構ですので、早急に取り組みさせるよう事務方に指示しますのでよろしくお願いします。

それからもう一点、私共の鳥羽市民の環境と自然を守る条例。これはどちらかを廃止する予定しております。新しく条例を作る際に、同じようなニュアンスが入ってますから。

委員： この上乘せはちょっと省くべきですね。

会長： そこを省かせていただいて、景観計画を早急に策定してくださいというような提言にさせていただきますと思います。

委員： この中で、自然景観に特化しているのは何か理由があるんですか。

会長： それは先程も言いましたが、その部分は僕が書いたんではないんですが。

副市長： ここにありますように私共鳥羽市は、昭和52年に国際観光文化都市、これは全部で11市1町ですけど、昔の県政令によって指定されています。その一番の要因が、リアス式海岸と美しい自然環境なんです。それプラス、外国人が年間何人来ているということで指定されております。昭和52年に指定されたのは、私共鳥羽市と日光市だけです。あとはずっと特別法で以前からありまして。ただ私共の人口は今2万2千人位ですけど、日光市は合併して今9万人位になっています。当時は外国人の方がかなり鳥羽に入り組んでいた。それからリアス式海岸。美しい海。美しい緑ということで指定されていますので、あえて自然景観という言葉を使いましたですけど。

自然景観の反対は、都市景観というんですかね。人が造る建物に、委員言われます形

であるとか色であるとか、これは条例よりは規則で全部決めないといけないですけど。これをするのは、ものすごくハードル高いですけど。そういう風な運用になると思います。そういうことで、あえて自然景観ということを入れさせていただきました。

会長：では、8. 地元町内会、採石事業者の意見のところにに関して何かございませんか。

委員：地元として言わせてもらおうと、去年の臨時総会で僕らが429の1と67を一体開発をもう一度していただいけませんか、緑化協定書の見直し及び採石契約というのを新たに結んでいただいけませんかというのを市長に陳情に行きました。それで、そういうことであればこういう協議会を立ち上げてというのがこの発端なんですよ。

委員がおっしゃるように、これで止めておけという意見の方というのは、多分この協議会の4回5回の協議の中で変わるわけもないし。委員が、もうええやんかとよく言われているけれども、それでは私共も町内会として、採石を延長させていただきますという町民の合意を得た立場からして、はいそうですかで帰られるものでもないです。

だから私共は、地域エゴというものが出るという面もあるんですけど、今まで何度も申し上げているように、採石事業が日本の戦後の社会インフラに関して貢献してきたという自負を持っているんです。そういうのも入れていただいて、観光というのが鳥羽市の大きな産業ということも理解しています。だから、その後にはこの10年なりの間に、先程の白いキャンパスに小さい子供の意見も聞いてというのがありましたが、観光業界の方の意見というのも取り入れることに菅島は何らやぶさかではないので、そういうことも考えていただいて、菅島採石場というのを有効活用していただけるように考えていただきたいです。

それで、例えば基金にとっておけというなら、町内会もそれなりに基金に積んでいくし。それで鳥羽市さんにも、新たな開発で採れるところがあれば採っていただくよう要請しているので、67に関しても。

新たな菅島採石場を、鳥羽市のために活用していただきたいということに関しては、何ら問題ないと。さっきあった土地の利用、緑化の再見直しというのをしていただいて、3者でまた協議することは大いに結構ですよ、入会権の問題も含めて。

それで何かあれば、委員さんとか委員さんとかに意見を聞くということは出来ると思うし。先程、文面上は3者での協議に変えたけれど、協力はしていただけると思うので。そういう風な方向性で書いていただきたいと思います、地元としては。

会長：ですから、ここの意見として、地元町内会より…。

委員：事業の継続っていうことをはっきりと。

会長：「跡地利用を想定した採石を決議している。」に加えてということ。

委員：菅島のエゴなんだけど、ここで公共事業の重要性及び菅島が文化や伝統というのを守ってこられたのも、採石代金があるということは否めないんですよ。だから、地域の活性化や伝統文化の継承のためにも継続を希望する意思表示が成されたということ。

委員：ここの最後のところに「社会資本の整備への貢献など事業の重要性を考慮し継続を希望する意見が出されている。」って十分書かれているし問題ないでしょ。

委員：これというのは、先程跡地のところで言わせてもらったように、そちらの方へ出来た

ら入れてほしいというのがあるんです。

会長 : 8番として独立してではなく。

委員 : そうです。これだと自分とこのエゴだけで言っているみたいになってしまうので。この意見というのを、その項目、項目のところで入れてほしいというのが要望なんですけれども。

会長 : そうすると、入れるとしたら5番ですよ。この「決議している。」までは町内会さんのところですよ。

委員 : それで地元町内会の意見であって、採石事業者っていうのは、委員に入らなくてもいいと言われたくらいで参考人なんだから、これに関しては地元町内会の意見だけで結構です。

会長 : それでは「決議している。」までを地元町内会の意見としていれまして、その次の文書の「この採石事業は～」というところを5番の…。

委員 : 「この採石事業は～」というのは、こちらでも結構なんですけど。「429-1及び429-67の～」というのを5番のほうに入れていただきたいんです。

会長 : 「決議している。」をですか。だけど、これは町内会の決議ですよ。

委員 : 町内会を代表して私がここへ出て、こういう意見を述べさせてもらっているので、さっきあった一部の意見、「なお、採石事業について一部の委員から～」のところに付け足していただいたら。

会長 : 「決議している」っていうことはまずいですよね。これは完全に町内会のことになってしまうので。「429-1及び429-67の大山、東山地区の一体活用による跡地利用を想定した採石の継続を要望する意見もある。」というような形ですか。

委員 : はい。その様な形でお願いしたいです。

会長 : それではこの5番の「一部の委員から」の後は「多くの従業員の雇用や、事業所との取引などの経済的理由又、菅島の文化や伝統を維持するために大山、東山地区の一体活用による跡地利用を想定した採石事業の継続を希望する意見もあった。」という形で良いでしょうか。

この8番の「この採石事業は～」のところは残しますか？今のところと重なりますけど。

委員 : だから、地元の意見というのを各5番なり6番なりそのところに。

会長 : では8番のところは削ってということですね。5番の最後のところにこれを混ぜるということで。

委員 : それで結構です。

会長 : ということで、今のご意見をいただきまして文章を精査し、皆さんにもう一度チェックしていただきたいわけですが。今日はもう時間がございませんので、確認していただく方法ですけど。今のご意見を事務局に取りまとめていただいて皆さんにお渡しして、持ち回り会議のような形で合意いただくか。或いはもう一度、第6回目で提言書の確認のための会議を開くかということですが。これについてはどちらがよろしいでしょうか。

委員 : いずれにしても、提言書が決まった場合には市民にも周知しなければならないとおも

うので、市のホームページで公開するようにしたら良い。そういうことは考えているとは思いますが

会長： 提言書が出来てからの公表の方法ということですが。提言書の確認のために、今の意見をまとめたものを皆さんに文書でお渡しして確認してもらうので良いか、もう一度会議を開く方が良いかということなのですが。

委員： もう一回開けば良いんじゃない。文書渡して、確認して、それでOKということ。

会長： 字句の訂正ぐらいであれば直してまた流させていただいてということになると思いますが。まあそれより、皆さんに確認してもらったほうがよろしいですね。

それでは、もう一度開催させていただくということでお願いします。次回開催の詳細につきましては、後で事務局よりご説明いただきます。

本日の事項書による議事1につきましてはこれで終了なんですけど、議事2につきまして何かございましたら。

事業者： 私共、皆さんの議論の前提が、入会権のことに関してははっきりしていないということが難しいと思うんです。だからこの際、合意形成を図るということは大変重要なポイントだと思うんです。

それで67については、市のものであるということは異論がないわけですね。町内会さんのほうは、地役的入会権が有るということだけれども、所有権は市のほうに有ると。

そして1についてですが、ある土地の所有者は1人しかいないわけですね。共有は共有でありますけど。市のものであるとした場合と、町内会のものであるとした場合に結論が違って来るわけです。

市のものであるとなれば、市が基本的にはリーダーシップとなってくる。町内会は町内会さんで、いわゆる地元での位置づけでしかない。ところが、町内会さんのものであるとなった場合は、町内会さんが自己決定権といいたいでしょうか、この土地をどうするのかという決定権は町内会に有るわけですね、法的にですよ。そういった時に、売ったり、貸すなりこれは所有者が出来るわけですね。

会長： 当然、許認可は必要ですよ。

事業者： 勿論そうです。当然、諸法令に違反したら駄目です。そうなってくるとやっぱり、合意形成を図ることというのは良いことなんで、その結果次第によっては随分変わってくると私は思います。その辺が整理されていないまま協議会で協議されたわけで、大変難しいことだったと思いますけど。それは、是非委員の皆さんも承知をしていただきたい。

どうなるのか分かりませんよ。市のものであるのか、町内会のものであるのか。これは決着をつけなければいけないことだと思うんですけどね。

会長： ですからおっしゃっているのは、話し合いの下で、菅島町内会のものであるということになると、この提言書は余り意味を持たないと。

事業者： 意味を持たないというか、この提言の前提は、はっきりしていないですからね。市のものであるということとやっているのか、町内会のものであるという前提でやっているのか、不明確ですからね。それは、そういうことはあると、我々事業者としては認識し

ています。ですから、それは承知をしておいて欲しいと。

会長： おっしゃる意味は良く分かると思うんですが、これは、3者で結ばれた協定に関する協議ですのでね。そこは一応、3者で納得された協定書に関してですから。

そこで、決着がついたときには、じゃあ2者での話しになるのかというところはまた良く分からないところですが。

委員： 起こり得るという話ですね。

会長： 起こり得るということは当然…。

委員： だけど、これをまた次回するっていうけれど、これがたたき台であって、今日意見をいただいてそれで良いという意見が多かったわけですよ。それで又やるとなると、永遠に終われないのでは。

だから、ある程度会長が、これで行きますというというのが今日の原案じゃないですか。皆さんから意見が出されて、各委員の立場での意見が変わることは無いわけですから。

会長： 如何でしょうか、会議を開いたほうが良いか、文章だけ持ち回りの確認で良いか。

委員： 判をもらって意見がない場合は良いけど、判をもらって意見が言い足りない場合はどうするの。

会長： そういうことですよ。申し訳ありませんが、もう一回やったほうが良いと言う意見が多いですから、もう一回やらせていただいて。基本は今日話し合っていたいただきましたので、協議するというのではなく確認していただくということで。

事務局： それでは次回提言書が出来ましたら、市長に来ていただき提言書を渡していただくと言うことでお願いしたいのですが。その時に委員の皆様の思いも伝えていただければと。

委員： 最後に、情報公開の問題だけは考えておいて。

事務局： 情報公開につきましては、協議会が終了いたしましたら、議事録と提言書を公開する予定にしております。

なお、次回第6回につきましては、定例市議会が開催されます関係から、市長の日程を調整させていただき、後日改めて連絡させていただきます。また、提言書(案)につきましても、本日の意見をまとめましたものを送らせていただきますので、ご確認をお願いします。

会長： それではこれで終了いたします。有難うございました。